

長浜市告示第197号

長浜市高齢者活躍よりあいどころ事業費補助金交付要綱（平成28年長浜市告示第131号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第3条中「となる事業」の次に「（以下「補助対象事業」という。）」を加える。

第4条中「別表第1」を「別表」に改める。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、前年度の申請内容から変更がない書類については、添付することを要しない。

- (1) 事業実施場所の位置がわかる図面
- (2) 事業実施施設の概要がわかる書面（写真、配置図、平面図等）
- (3) 補助申請者の概要がわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

第7条第3号中「（整備費補助金の交付を受ける場合に限る。）」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額	備考
補助対象事業の運営に必要と市長が認める経費（人件費、報償費、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、修繕料、通信運搬費、保険料、手数料、使用料、備品購入費等）	1 / 2	(1) 1回5,000円 (2) 毎回の参加人数が概ね20人以上の場合は1回当たり1,000円を加算する。 (3) 毎回の事業時間が概ね4時間以上の場合は1回当たり1,000円を加算する。	(1) 補助対象事業は、週3回を限度とする。 (2) 利用者の移動にかかる交通費等は、市長が認めた場合に限り週1回を限度として補助対象経費とすることができるものとする。

別表第2を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。